

## 契約書（案）

徳島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する徳島市小学校ネットワークアセスメント業務について、次のとおり契約を締結する。

### （主記）

第1条 本契約の各条項に従って、甲は徳島市小学校ネットワークアセスメント業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- 2 本業務において、乙が甲に納入する成果物は別紙仕様書のとおりとする。
- 3 甲並びに乙は、信義に従い、誠実に本契約に定める業務を履行するものとする。

### （履行期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和6年8月9日までとする。

### （成果物の報告・検査）

第3条 乙は、本業務の履行が完了したときは、遅滞なく本業務の成果について書面により甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、本契約の各条項及び仕様書の定めるところにより、履行が完了しているかを検査し、当該検査の結果、成果物が本契約の各条項及び仕様書に適合している場合には、検査合格としてその旨を乙に通知し、適合しない場合は、検査不合格として通知しなければならない。
- 3 前項の検査の結果、検査不合格と認めるときは、甲は乙に補正を求めるものとする。
- 4 乙は、甲から前項に定める補正を求められたときは、遅滞なく乙の負担において当該補正を行い、甲に再度通知し、検査を受けなければならない。
- 5 第2項の検査合格をもって、本業務は検査完了とし、成果物の納入が完了したものとする。

### （委託料）

第4条 甲が乙に支払う委託料は、円（うち消費税額及び地方消費税額、円）  
とする。

- 2 第11条の規定により、この契約を解除したときの費用は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(委託料の支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による乙からの適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に甲の指定する場所において乙に代金を支払わなければならない。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要と認める場合は、本業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約金額の変更を要するときは、甲及び乙は協議して書面により定めるものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、第三者に対し、本業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(要員の指揮命令)

第8条 乙は、乙の要員の業務遂行に関する指示、企業秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は乙の指揮命令者がこれを行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本業務の実施にあたり、直接又は間接に知り得た甲の業務内容及び第三者の秘密について、一切他に漏らしてはならない。この契約終了後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、いつでも催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその責を負わない。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続き開始、会社

整理開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

- (3) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき。
- (6) この契約の履行について不正の行為があったとき。
- (7) この契約の履行に際し、本市係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (8) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。
- (9) 別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。
- (10) その他この契約条項に違反したとき。

#### (損害賠償)

第12条 乙は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が本業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第11条に定めるところにより、この契約が解除された場合において甲に損害が生じたとき。

#### (契約の負担)

第13条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

#### (管轄裁判所)

第14条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

#### (定めのない事項等)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市  
上記代表者 徳島市長

乙 ○○○○  
○○○○○○株式会社  
○○ ○ ○ ○ ○

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らが行き、第三者にその取扱を委託してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (個人情報保護措置に対する報告・調査)

第11 乙は、個人情報の取扱いに関して甲が求める事項について、書面で定期的に報告を行わなければならない。また、乙は、甲が必要と認めるときは、甲による調査を受けなければならない。

## 別記2

### 徳島市暴力団等排除条項

#### (契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

#### (語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおりに解釈するものとする。